

平成28年度 第1回鶴岡市景観審議会 次 第

日 時：平成28年5月30日（月）午後2時～
場 所：鶴岡市役所本庁舎大会議室東

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 協 議

(1) 高度地区の変更について
(ただし書き2許可による特例 (2) 文言見直し)

(2) 鶴岡市における風力発電設備の設置等に係る
ガイドライン（案）について

(3) その他

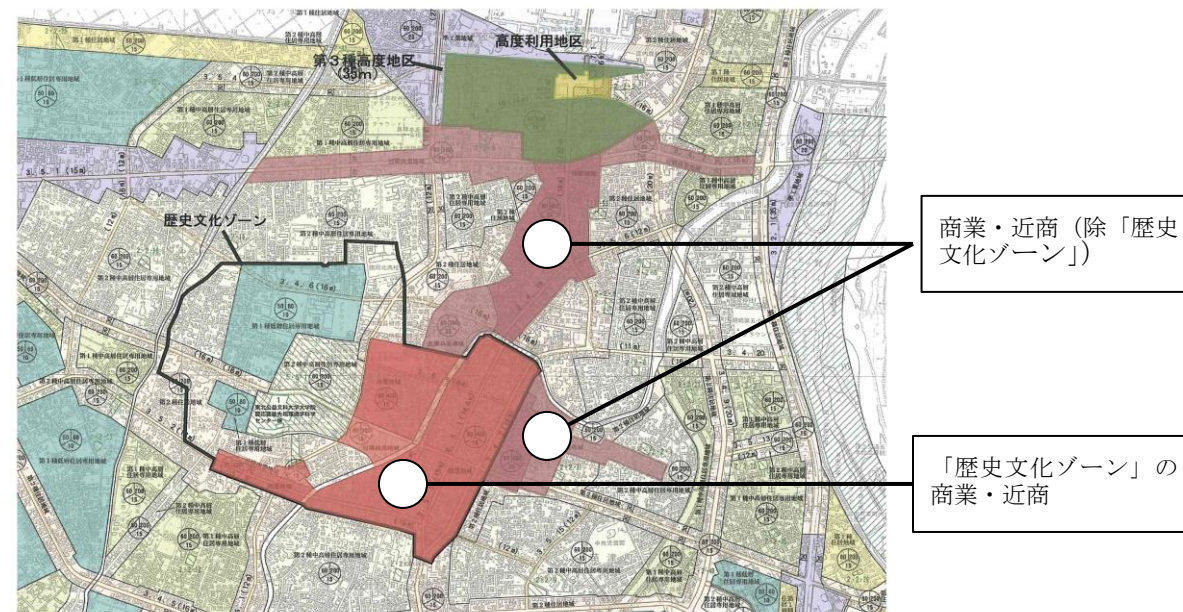
4. 閉 会

都市計画高度地区の見直しについて（案の概要）

● 見直しの概要

第1種高度地区（15m）、第2種高度地区（20m）及び第3種高度地区（35m）における高さの最高限度の変更は行わず、鶴岡市高度地区「ただし書き」を変更し、合わせて「許可による特例」における「特例」（「公益性」「景観配慮事項」）とその「許可手続き」を明確化するとともに、特例の適用区域、特例における高さの最高限度を定める。

- 1 「ただし書き」の変更
「公益上やむを得ないと認められ、かつ周囲の状況により市街地環境上支障ないと認められるもの」
⇒ 「公共施設、公益施設、立地することにより市街地の都市機能が高まるとともに市民の利便性が高まる施設等で、かつ周囲の状況により市街地環境上支障ないと認められるもの」
- 2 特例の明確化
(1) 公共施設、公益施設等
(2) 景観配慮事項（ガイドライン）
- 3 特例の適用区域・特例における高さの最高限度
(1) 適用区域： 商業地域・近隣商業地域（除 第三種高度地区）
(2) 特例における高さの最高限度： 原則25m
- 4 許可手続きの明確化



● 公共施設、公益施設等

- 1) 公共施設（国、山形県、鶴岡市の施設）
- 2) 公益施設（立地することにより、中心市街地の機能が高まるとともに市民の利便性が高まる施設を含む）
 - ・ 病院、診療所
 - ・ 学校、専修学校、保育園、認定こども園
 - ・ 小規模保育事業所、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、更生保護事業所
 - ・ 公民館
 - ・ 郵便局
 - ・ 預貯金取扱金融機関
 - ・ 電気、ガス、通信の事務所
 - ・ 交通の事務所
 - ・ 商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の事務所
 - ・ 公益社団法人、公益財団法人が公益事業を行う施設
- 3) 鶴岡市の政策推進に適合する民間施設
 - ・ 鶴岡市都市計画マスタープラン等の計画書に掲載された事業で市長が認めたもの。
(例) ・ まちなか居住を推進する施設 (ex. 集合住宅)
・ 観光を推進する施設 (ex. ホテル) 等

● 景観配慮事項（ガイドライン）

「鶴岡市景観計画」、「鶴岡市景観形成ガイドプラン」及び「三の丸地区の景観まちづくりガイドライン」の基本理念、景観整備方針等を踏まえ、景観特性に配慮する。

- ・ 周囲の山々（鳥海山、金峯山、母狩山、月山等）の構成を保全活用する
- ・ 移動することにより発生する景色の移り変わりに配慮した景観コントロールを行う
- ・ 場所ごとに固有の特徴を生かした方法で景観コントロールを行う

河川軸、街路軸における山々の眺望の保全に配慮する。

● 特例の適用区域・特例における高さの最高限度

- 1) 適用区域 ⇒ 商業地域・近隣商業地域とする
 - 2) 特例における高さの最高限度 ⇒ 原則25m
- | | | |
|-----------|---------|---|
| 歴史文化ゾーン | 15m～20m | 「公共施設、公益施設等」以外の建築物も可とするが、「景観配慮事項」「許可手続き」によりチェック、助言を行う |
| 歴史文化ゾーン以外 | 20m～ | 公共施設、公益施設等 |
| | 20m～ | 公共施設、公益施設等 |

● 適用可否の判断、許可手続等

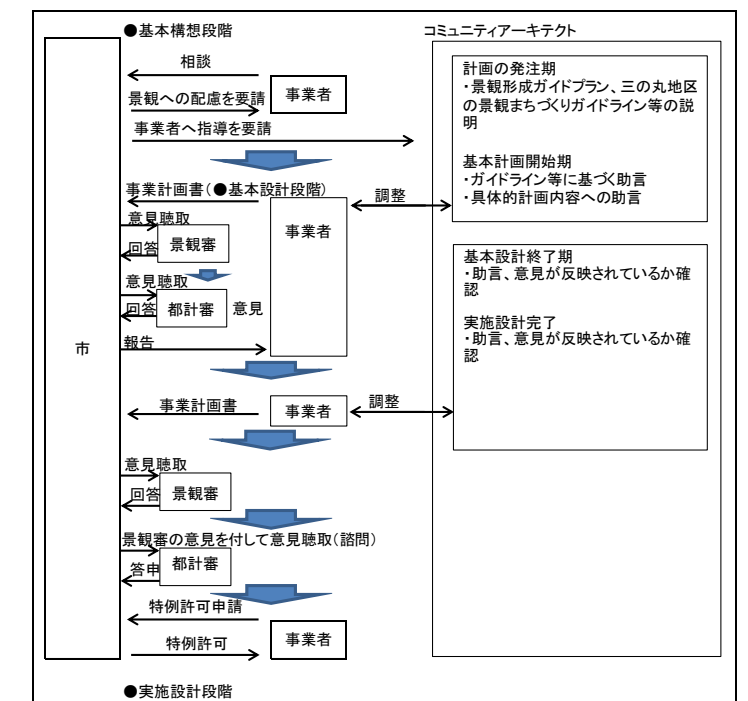
(1)	公共	基準により判断
(2)	公益	基準により判断
(3)	政策推進	市の政策に照らし判断

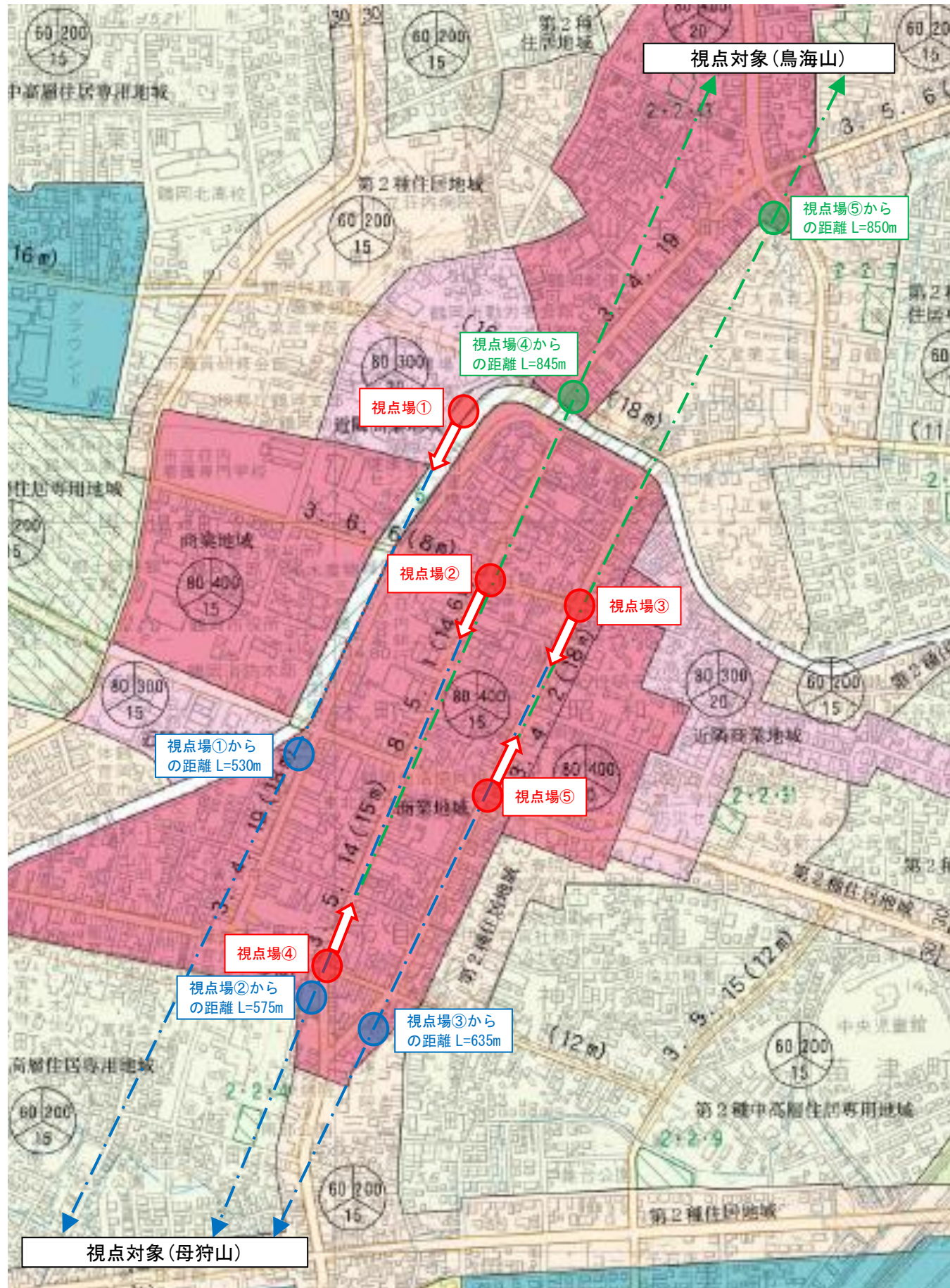
コミュニティーアーキテクト

まちづくりセンターのまちづくり相談所（つるおかランドバンク、城下町トラスト等で構成）において「まちづくり協定」の運用の相談を受け助言等を行う機能。建築士等の専門家で構成。

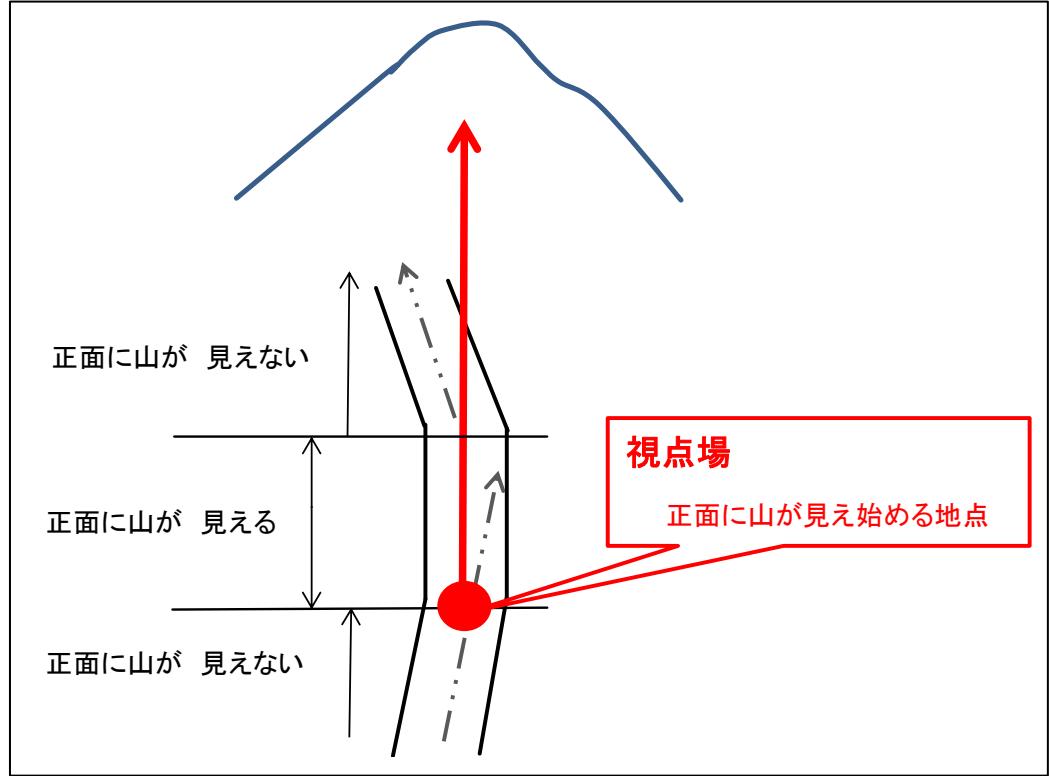
		制限	現行の制限	許可による特例	
			～15m	15m～20m	20m～25m
第1種高度地区	1中高	建築物の用途	制限なし		
	2中高	景観配慮事項	—		
	1住	許可手続き	—		
「歴史文化ゾーン」の商業・近商	建築物の用途※1	制限なし	制限なし	公共施設、公益施設等※2	
	景観配慮事項	—	対象	対象	
	許可手続き	—	対象	対象	
第2種高度地区	商業・近商(除「歴史文化ゾーン」)	建築物の用途	制限なし	制限なし	公共施設、公益施設等
	景観配慮事項	—	—	対象	
	許可手続き	—	—	対象	
第3種高度地区	準工業	建築物の用途	制限なし	制限なし	
	工業	景観配慮事項	—	—	
	工専	許可手続き	—	—	

※1：都市計画高度地区における制限。
 ※2：「公共施設、公益施設等」とがそれ以外の用途との複合建築物の場合、その床面積の過半は「公共施設、公益施設等」でなければならない。
 ※3：25mを超えるものは原則認めない。ただし、やむを得ず超える場合は、その理由、建築方法等を都市計画審議会に諮り、市長が決定するものとする。





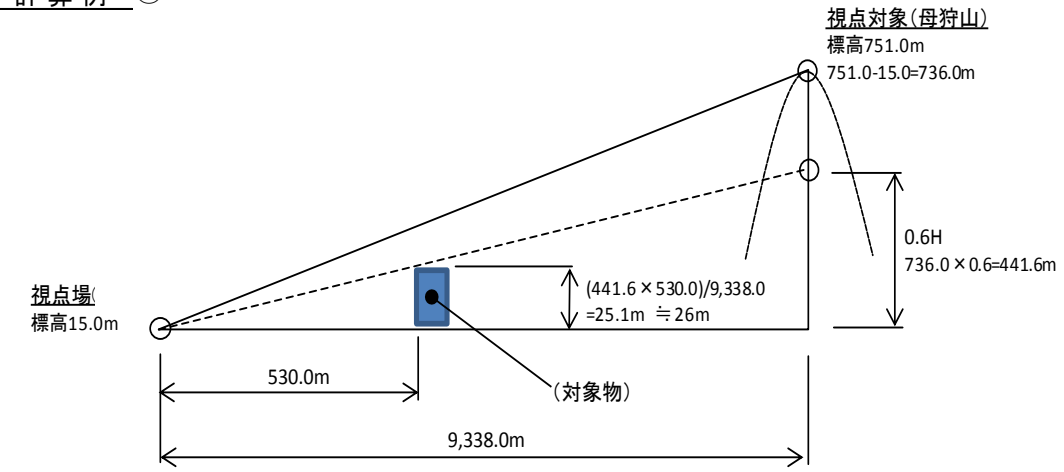
視点場の設定



各視点場の正面の特例適用区域に山の眺望障害建築物（対象物）が建築された場合において、視点場から山を望んで山の高さの60%に収まる対象物の高さ

	標高(H) 視点対象の標高 (m)	標高(H-15) 視点場の標高を除いた 視点対象の標高 (m)	標高(0.6H) 左記標高の60% (m)	距離(L) 視点場から視点対象ま での距離 (m)	距離(L _i) 視点場から対象物ま での距離 (m)	規制高(h)		
						小数第2位四捨五入 (m)	整数切上げ (m)	
母狩山	視点場①	751.0	736.0	441.6	9,338.0	530.0	25.1	26
					9,149.0	575.0	27.8	28
					9,162.0	635.0	30.6	31
鳥海山	視点場④	2,221.5	2,206.5	1,323.9	46,140.0	845.0	24.2	25
					45,832.0	850.0	24.6	25

計算例 ①



鶴岡都市計画高度地区ただし書きにおける許可の特例に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鶴岡都市計画高度地区（以下「高度地区」という。）のただし書きにおける許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用する区域)

第2条 高度地区のただし書き第2項第2号を適用させる区域（以下「適用区域」という。）は、次のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 歴史文化ゾーン内の商業地域及び近隣商業地域
- (2) 歴史文化ゾーン及び第3種高度地区を除く商業地域及び近隣商業地域
(建築物の高さの最高限度)

第3条 適用区域における建築物の高さの最高限度は、原則として25メートルとする。

(建築物の用途)

第4条 適用区域に建築できる建築物の用途は、第2条各号に掲げる区域並びに建築物の高さごとに別表に掲げる用途とする。

(景観への配慮)

第5条 適用区域に建築する建築物は、鶴岡市景観計画、鶴岡市景観形成ガイドプラン及び三の丸地区景観形成ガイドライン（以下「景観配慮事項」という。）に沿ったものでなければならない。

(手続)

第6条 建築物を建築しようとする者（以下「事業者」という。）は、基本構想段階で市に事前相談を行い、市又はコミュニティアーキテクトから景観配慮事項等についての助言受け、その助言に沿った設計になるよう努めなければならない。

2 事業者は、建築物の基本設計段階で事業計画書を市に提出するものとし、建築物の高さが25メートルを超える場合は、その理由、必要性等を事業計画書に附記しなければならない。

3 市は、前項の規定による事業計画書の提出を受けた場合は、景観審議会から事業計画について意見を聴取し、その結果を付して都市計画審議会から事業計画について意見を聴取し、事業者はその結果を報告するものとする。

4 第2項の規定により提出された事業計画書における建築物の高さが25メートルを超える場合は、市長は第3項の規定による景観審議会及び都市計画審議会の意見を踏まえその可否を決定する。

5 事業者は、第3項の規定による報告を受け、事業計画書に修正が必要となった場合はこれを修正し、修正した事業計画書を市に提出しなければならない。

6 市は、前項の規定による事業計画書を受けた場合は、景観審議会から事業計画について意見を聴取し、その結果を付して都市計画審議会から事業計画について意見を聴取し、事業者はその結果を報告するものとする。

7 事業者は、前項の規定による報告を受け、事業計画に修正が必要となった場合はこれを修正し、修正した事業計画書を添付し、市に特例による許可申請を行うことができるものとする。

別表（第4条関係）

区域	建築物の 高さ	用途
歴史文化 ゾーン内 の商業地 域及び近 隣商業地 域	20 メ ートル 未満	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設に紛うもの、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの及び個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものを除く用途であるもの。
	20 メ ートル 以上	国の施設、山形県の施設、鶴岡市の施設、病院、診療所、森林組合の事務所、一般電気事業を行う事業者の事務所、一般ガス事業を行う事業者の事務所、鉄道事業者がその本来の事業の用に供する施設、一般乗合旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設、電気通信事業を行う事業者の事務所、日本郵便株式会社の業務に供する施設、学校、専修学校、小規模保育事業の施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設、更生保護事業施設、農業協同組合法及び水産業協同組合法による組合、商工会議所、商工会、保育園、預貯金取扱金融機関、ゆうちょ銀行、公民館、公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律第4条の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人が行う公益事業の用に供する施設並びに鶴岡市都市計画マスタープラン等の計画書に掲載されている鶴岡市の施策を推進する施設。
歴史文化 ゾーン及 び第3種 高度地区 を除く商 業地域及 び近隣商 業地域	20 メ ートル 以上	<p>ただし、他の用途との複合施設である場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設に紛うもの、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの及び個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものを除く用途であるものとし、かつその用途の建築物の床面積に占める割合が50パーセント未満のものに限ものとする。</p>

鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドラインについて

1. 目的

近年、風力発電の設置に関する問い合わせが増えてきており、また、実際に環境影響評価（法アセス）の手続きが進められている案件も出てきている。

風力発電設備の設置に際しては、全体の出力が10,000kw以上のものについては法アセスの対象（7,500kw以上についても案件によっては対象）となっているが、これに満たない規模の場合は事前に概要を把握することが実質的に難しい状況となっている。

このため、一定の規模で風力発電設備を設置しようとする事業者から事前に事業概要を把握し、また、地域住民等との調整、騒音等公害への対応、景観への配慮等を促すことで、円滑な再生可能エネルギーの導入促進を図るため、「風力発電設備の設置等に係るガイドライン」を作成するもの。

2. 概要

(1) ガイドラインの対象

市内全域において、発電設備容量が100kw以上（NEDOによる事業としての発電規模の目安）の風力発電施設等を設置する場合。

(2) 事業の調整について

- 1) 市の環境課を窓口とし、事前協議の届出をはじめ各段階で協議調整を行う。
- 2) 地域住民に対し、風況調査や事業概要の計画など各段階で説明を行う。

(3) 建設基準について

- 1) 騒音等による生活環境被害の低減のため、住宅等との距離や環境基準値等について定める。
- 2) 自然環境や景観、文化財等への影響の軽減を求める。

(4) 建設時、及び建設後について

- 1) 建設中～建設後においても環境及び景観等の保全への配慮を求める。
- 2) 実際に被害等が発生した際の誠意ある対応を求める。

3. 今後のスケジュール（案）

- 5月末：景観審議会においてガイドライン案の景観に係る部分について意見を求める。
8月中旬：環境審議会においてガイドライン案について意見を求める。
9月：ガイドライン施行

鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドライン（案）

1 目的

このガイドラインは、本市域内において、風力発電の施設及び施設建設等に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）（※1）の建設を行う事業者が、市、住民自治組織の住民及び周辺地権者等に対して事業概要を明らかにするための手続や施設の設置等にあたり配慮すべき事項を定めることで、生活環境や自然環境等に配慮するとともに、事業者と市民相互の理解の下、本市におけるエネルギー政策の指針となる『鶴岡市地域エネルギービジョン』に基づき再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的とする。

2 対象

(1) 対象施設

ア 本ガイドラインは、本市において風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（以下「建設等」という。）（※2）を行う場合を対象とする。

イ 発電設備容量が合計 100kW 未満（※3）の風力発電施設等については対象外とする。

(2) 対象地域

ガイドラインの対象地域は市内全域とする。ただし、本市行政区域に属さない場合であっても本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

3 建設等に当たっての調整手順

(1) 市の窓口

事業者は、市民部環境課を市の窓口として、風力発電施設等の建設等について市の所管課と協議するものとする。

(2) 建設に関する事前説明

ア 事業者は、風況調査に先立ち、市に対して当該事業の概要について風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式 1）に関係書類を添えて、事前に説明を行なうものとする。

イ 事業者は、風況調査に先立ち、建設等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる住民自治組織の住民及び周辺地権者（以下「住民等」という。）に対して、当該建設等の地域及び規模の概要について、事前に説明会を行うものとする。

(3) 建設等に係る届出

事業者は、建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で風力発電事業の実施に係る届出書（様式 2）に必要な資料等を添付し、市へ提出するものとする。なお、計画書の提出後、事業を変更または中止する場合には、風力発電事業の実施に係る変更（中止）届出書（様式 3）を市へ提出するものとする。

(4) 法規制に係る協議

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

イ 想定される主な法規制は別表 1 のとおりとする。

(5) 住民等への説明

事業者は、建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で、建設等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる住民等に対し十分な説明を行うものとする。なお、発電設備容量が 1,000kW 以上で環境影響評価の対象事業になる場合には、住民自治組織の同意を書面で得るものとする。

(6) 専門家等の意見聴取

市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて専門家等（※4）の意見を聴取する。

4 建設等に当たっての基準

(1) 住宅等との距離

ア 風力発電施設等の建設等に当たっては、住宅等（※5）と当該風力発電施設等との距離が地上と風車の最高点との長さの 3 倍以上であることを要する。ただし、その距離が 600m（※6）に満たないときは 600m 以上とする。この場合において住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

イ やむをえず前項を要することが困難な場合においては、当該住宅等の住民（住宅以外の施設にあつては主たる管理者）より、風力発電施設等の建設等について、同意を書面で得るものとする。

(2) 騒音

ア 環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（※7）の基準値を超えないものとする。

イ 環境基準が設定されていない地域については、騒音に係る環境基準の B 類型の基準値を超えないものとする。

(3) 低周波音

低周波音については、住宅等において環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値（※8）（※9）を超えないものとする。

(4) 振動

振動については、当該風力発電施設等の設置予定位置から直近にある住宅等の敷地境界上において、振動に基づく地域の指定及び規制基準の設定について（平成 24 年鶴岡市告示第 75 号）に定める第 2 種区域の基準値（※10）を超えないものとする。

(5) 電波障害

事業者は、テレビ電波等（※11）に影響が発生しないよう十分に配慮し、必要な措置

を講じるものとする。

(6) 自然環境

事業者は、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

(7) 景観

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、鶴岡市景観条例（平成 20 年鶴岡市条例第 17 号）第 4 条の規定に基づき、良好な景観の形成を図るものとする。

イ 事業者は、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（※12）によって予測し、予測した結果を市に対して提出するものとする。

ウ 配置、デザイン及び色彩（※13）は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

エ 景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合（※14）は、必要な措置を講じるものとする。

(8) 広告物

事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(9) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(10) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条（※15）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※16）及び埋蔵文化財（※17）以外の文化財についても、風力発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。

5 建設等の工事中及び工事完了後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「4 建設等に当たっての基準」、及び鶴岡市生活環境保全条例（平成 17 年条例第 151 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく責務（※18）の遵守に努めなければならない。

6 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、発電施設が完成した時点で発電施設設置報告書（様式 4）に必要な資料等を添付し、市へ提出するものとする。

(2) 事業者は、設置した施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

(3) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生したときには、原因を調査し誠意を

持って対応をするとともに、その内容を市に報告するものとする。

- (4) 事業者は、設置した施設を廃止（譲渡含む）したときは、発電施設廃止届（様式5）を市に提出するものとする。

7 その他

風力発電施設等の建設に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意を持って対応するものとする。

8 市の施策への協力

- (1) 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。
(2) 事業者は、設置した施設等の発電量等の稼働状況について、市が求める場合には報告するよう努めるものとする。

9 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成28年 月 日から施行する。
2 このガイドラインの施行の際、現に本体工事に着手している風力発電施設等の建設等については、このガイドラインは適用しない。

付表

※1	送電線等の付帯設備	送電線等には、資機材等輸送用道路を含む。														
※2	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種 of 全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更（回転羽根、タワーの着色変更、回転羽根、タワーその他大型の資機材の交換等の保守作業）をいう。														
※3	100kW 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、「事業を検討する目安は、地上高30mでの年平均風速が6m/s 以上であることが望ましい。」としている。地上高30m の風力発電施設の発電規模は、概ね100kW 程度である。 ・複数導入型においては、単機当たりの発電規模が100kW未満であっても、全体の発電出力が100kW 以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。（例：10kW の風力発電の施設を10 基導入する場合、全体の発電出力は100kW となり、ガイドラインの対象とする。） 														
※4	専門家等の例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会 （環境影響評価方法書等の内容に係る意見聴取） ・景観審議会 （当該施設の建設等の景観影響に係る意見聴取） 														
※5	住宅等	住宅のほか、学校、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設等、及び一般に従業員が常勤する事業所等をいう。														
※6	600m 以上	<p>環境省による「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」では、騒音・低周波音の苦情等の発生が、最寄り苦情者宅までの距離が600メートル以内では、5,000 キロワットから10,000 キロワットが27 パーセントとなっている。</p> <p>今後3,000 キロワットの大規模の風力発電施設が設置されてくことや地形等による音圧の増加に対する安全率をみると、600メートル以上と設定することが望ましい。</p>														
※7	騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の累型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間 (6:00~22:00)</th> <th>夜間 (22:00~6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50db以下</td> <td>40db以下</td> </tr> <tr> <td>A及びB</td> <td>55db以下</td> <td>45db以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60db以下</td> <td>50db以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の累型	基準値		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	AA	50db以下	40db以下	A及びB	55db以下	45db以下	C	60db以下	50db以下
地域の累型	基準値															
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)														
AA	50db以下	40db以下														
A及びB	55db以下	45db以下														
C	60db以下	50db以下														

付表

		<p>AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域</p> <p>A：専ら住居の用に供される地域</p> <p>B：主として住居の用に供される地域</p> <p>C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>※参考「風車騒音の距離減衰例」</p> <p>(風車出力：800 キロワット、ハブ高50m)</p> <p>200m→45dB、300m→41dB、400m→38dB、500m→36dB</p> <p>※参考「NEDO の見解」</p> <p>NEDO では、「(風車の騒音の基準値が)定められていない地域では居住者への影響の程度を検討するため、「騒音に係る環境基準」等を風車騒音評価の目安として準用することが妥当」としている。</p> <p>※参考「騒音レベルの目安」</p> <p>NEDO では、寝室内の音は40dB、パソコンの冷却ファンが45dB、静かなオフィス内の音は50dB、電話の呼びだし音が60デシベル程度と例示している。</p>																								
<p>※8</p>	<p>低周波音による物的苦情に関する参照値</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 994 959 1093">1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)</th> <th data-bbox="959 994 1262 1093">1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 1093 959 1144">5</td> <td data-bbox="959 1093 1262 1144">70</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1144 959 1196">6.3</td> <td data-bbox="959 1144 1262 1196">71</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1196 959 1247">8</td> <td data-bbox="959 1196 1262 1247">72</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1247 959 1299">10</td> <td data-bbox="959 1247 1262 1299">73</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1299 959 1350">12.5</td> <td data-bbox="959 1299 1262 1350">75</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1350 959 1402">16</td> <td data-bbox="959 1350 1262 1402">77</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1402 959 1453">20</td> <td data-bbox="959 1402 1262 1453">80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1453 959 1505">25</td> <td data-bbox="959 1453 1262 1505">83</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1505 959 1556">31.5</td> <td data-bbox="959 1505 1262 1556">87</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1556 959 1608">40</td> <td data-bbox="959 1556 1262 1608">93</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1608 959 1659">50</td> <td data-bbox="959 1608 1262 1659">99</td> </tr> </tbody> </table>	1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	5	70	6.3	71	8	72	10	73	12.5	75	16	77	20	80	25	83	31.5	87	40	93	50	99
1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)																									
5	70																									
6.3	71																									
8	72																									
10	73																									
12.5	75																									
16	77																									
20	80																									
25	83																									
31.5	87																									
40	93																									
50	99																									

付表

<p>※9</p>	<p>低周波音による心身に係る苦情に関する参照値</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)</th> <th>1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>92</td></tr> <tr><td>12.5</td><td>88</td></tr> <tr><td>16</td><td>83</td></tr> <tr><td>20</td><td>76</td></tr> <tr><td>25</td><td>70</td></tr> <tr><td>31.5</td><td>64</td></tr> <tr><td>40</td><td>57</td></tr> <tr><td>50</td><td>52</td></tr> <tr><td>63</td><td>47</td></tr> <tr><td>80</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>	1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	10	92	12.5	88	16	83	20	76	25	70	31.5	64	40	57	50	52	63	47	80	41
1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)																							
10	92																							
12.5	88																							
16	83																							
20	76																							
25	70																							
31.5	64																							
40	57																							
50	52																							
63	47																							
80	41																							
<p>※10</p>	<p>振動に基づく地域の指定及び規制基準の設定について（平成24年度鶴岡市告示第75号）</p>	<p>2 特定工場等において発生する振動の規制基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間の区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区域の区分</td> <td>午前8時から 午後7時まで</td> <td>午後7時から 翌日の午前8時まで</td> </tr> <tr> <td>第1種区域</td> <td>60 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>65 デシベル</td> <td>60 デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1種区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用 地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び準住居地 域</p> <p>第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び工業地域</p> <p>告示における規制基準の指定地域については都市計画法により上記のとおり地域指定されている。</p> <p>風力発電施設等は、昼夜問わず長期に渡り稼働するものであることから、最低限、工場地域も該当する第2種区域の基準を超えない程度となるよう、配慮を求める。</p>	時間の区分	昼間	夜間	区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで	第1種区域	60 デシベル	第2種区域	65 デシベル	60 デシベル											
時間の区分	昼間	夜間																						
区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで																						
	第1種区域	60 デシベル																						
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル																						

付表

※11	対象となる電波	<p>電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用、鉄道事業用、具体的には、テレビ局、電話局、自衛隊、海上保安庁、漁業無線中継基地、市町村の防災無線等がある。なお、周辺に民家がある場合、最も問題となるのはテレビ電波障害であり、送信地点、建設地点、受信地点の位置関係や風車規模によって変化する。事前の予測に基づき反射領域と遮蔽領域に居住地域が含まれないように候補地点を設定するものとする。</p> <p>※参考「電波障害」</p> <p>電波障害については影響の範囲を予測し、その範囲が住居と重ならないことを原則とする。しかしながら、風車のような複雑な形状をした構造物による影響を正確に予測することは困難であるとされる。したがって現状では、風車の建設前の状況を調査によって把握しておき、何らかの障害が発生した場合に然るべき処置を行うことで対応が図られている。建設後の調査によって明らかに風車による影響が現れ、事業者が共同アンテナの設置、アンテナの改善処置等、必要な対応をとったという事例もある。</p>
※12	視覚的な表現方法	合成写真、コンピュータグラフィック、ジオラマ（立体模型）等を使って表現する方法
※13	配置、デザイン及び色彩	景観について客観的に評価することは難しいが、周囲の景観と調和が図られるよう配置・デザイン・色彩等について配慮する。
※14	景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する	市は、3の(6)に掲げる専門家等の意見を聴取して判断を行う。
※15	文化財保護法	<p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p>
※16	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財
※17	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
※18	鶴岡市生活環境保全条例	<p>(責務)</p> <p>第3条第3項 事業者及び工事施行者は、その事業活動により大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土砂・廃材・資材の散乱等を生じさせ、生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。</p>

別表 1 想定される主な法規制

法規	内容
建築基準法	高さが 15 メートル以上の工作物の建設に当たって建築確認の申請書を提出。
道路法	車両制限令で定める最高限度を超える特殊貨物の運搬の許可
河川法	河川区域内での建設又は一時的な占用や車両の運行を行う場合は河川管理者の許可。
道路交通法	車両の積載重量、大きさ若しくは積載方法の制限を超える運搬。 許認可：出発地警察署長 道路の使用：所轄警察署長
電波法	電波障害防止区域に建設する場合（31 メートル以上）は、総務大臣に届出。
航空法	・風車の最高点が 60 メートルを超える場合は、同じ高さのポールを設置。 ・昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）中光度航空障害灯（点滅灯）の設置。 国土交通省航空局電気機械課と調整。
消防法	建材：使用する場所により難燃性や不燃性が定められている。 蓄電池：蓄電池の規模により許認可。
騒音規制法	騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7日）に鶴岡市長に届出。
振動規制法	振動規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7日）に鶴岡市長に届出。
森林法	民有林、公有林内の建設で、開発面積が 1 ヘクタールを超える場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 保安林で立木を伐採しようとする場合は、大臣又は県知事の許可。
砂防法	砂防指定地域内での建設は、当該都道府県知事に又は所管土木事務所長に許認可の申請。
地滑り等防止法	地滑り防止地域での建設は、当該都道府県知事に許認可の申請。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、生息地等保護区内において開発を行う場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、法に定められた

	届出、若しくは通知。 建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届出。(実務は、市教育委員会経由、県教育委員会)
農地法	農地又は採草放牧地に建設する場合 ・4ヘクタールを超える：県知事の許可（農林水産大臣と事前協議が必要）。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建設する場合は、市に農用地除外の申請。
景観法	・景観計画区域内において一定の行為をしようとする場合は、景観行政団体に届出が必要。 ・鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例により、以下のとおり市に届出。 鶴岡市全域(羽黒地域大鳥居周辺地区及び美咲町シンボルロード地区を除く):①建築面積500㎡又は高さ13mを超える建築物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。②高さ15mを超える工作物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 羽黒地域大鳥居周辺地区：建築物及び工作物の建築行為等 美咲町シンボルロード地区：建築物及び工作物の建築行為等
国土利用計画法	一定規模以上の土地取引があった場合は、土地を譲り受けた人が契約日を含めて2週間以内に当該市町村を経由して都道府県知事に届出。 市街化区域：2,000平方メートル以上 市街化調整区域：5,000平方メートル以上
都市計画法	・都市計画区域内で既定の条件を満たしていない場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 ・鶴岡市土地利用に関する条例により、開発行為を行う場合、鶴岡市全域において市に協議を申請。ただし、既定の条件を満たすものは、市に許可を申請。
自然公園法	国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に対し、特別地域、特別保護地区、普通地域に分類して許認可又は届出。
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占用は、港湾管理者の許可。

漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域での工作物の建設は、漁港管理者の許可。
海岸法	海岸保全区域で工作物を設けて占用する場合は、港湾管理者の許可。
港則法	港内又は港の境界付近における船舶交通の安全のため、強力な灯火を使用してはならない。
航路標識法	航路標識と誤認されるおそれのある灯火をしてはならない。
漁業権	漁業権は、物件とみなし、土地に関する規定を準用。

※上記は主な規制内容について記載したものであり、実際の条件等により記載以外に関係する法令もあります。